臨時損失						
固定資産売却損	440,619					440,619
固定資産除却損	91,803,068					91,803,068
減損損失	104,794,972					104,794,972
臨時利益						
運営費交付金精算収益化額	3,132,646,339					3,132,646,339
資産見返運営費交付金戻入	84,828,885					84,828,885
資産見返物品受贈額戻入	159					159
資産見返寄附金戻入	683,039					683,039
固定資産売却益	1,189,650					1,189,650
過年度事業費戻入額	2,264,338	2,391,767				4,656,105
税引前当期純利益（△税引前当期純損失）	3,607,436,609	9,724,620	15,879,303	1,568,991	0	3,634,609,523
法人税、住民税及び事業税	24,239,934	25,004	16,720	342		24,282,000
法人税等調整額	209,000					209,000
当期純利益（△当期純損失）	3,582,987,675	9,699,616	15,862,583	1,568,649	0	3,610,118,523
前中期目標期間繰越積立金取崩額	127,216,344					127,216,344
当期総利益（△当期総損失）	3,710,204,019	9,699,616	15,862,583	1,568,649	0	3,737,334,867

（法人単位）

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、経過措置終了（平成28年３月31日）まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）に基づき費用進行基準を採用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	14年～50年
構築物	７年～60年
機械装置	４年～７年
車両運搬具	４年～６年
工具器具備品	３年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年～５年）に基づいて償却しております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされる部分を除く賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

⑶　退職給付引当金

退職一時金について運営費交付金により財源措置がなされる部分を除く当期末要支給額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して計算しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合には、持分相当額）によっております。